

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宮城県川崎町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本町は、総面積の約 80%を山林が占める中山間地域で、耕地面積は約 6%と少なく、限られた農地を利用して、水稻を中心に大豆、そば、野菜、畜産等多様な農業経営が行われている。平坦な農地が少ないことからほ場整備率も 32%と低い状況にあり、また、振興山村地域、特定農山村地域、豪雪地帯に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、これを補正する対策が求められている。一方、本砂金川、太郎川、北川、立野川、前川、支倉川の 6 本の一級河川が流れる清流の町であるほか、国定公園や県立自然公園、自然環境保全地域などにも指定されている豊かな自然が多く残されている町である。

こうした状況の中、基幹的な農家等の担い手への農地集積も進めており、これを支援する施策の推進が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、傾斜地においては同項第 2 号に掲げる事業も行うよう働きかけ、担い手への農地集積の推進、農業農村の持つ多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	川崎町内	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり町長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律により特定農山村地域に指定された川崎町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(エ) 宮城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上

となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、川崎町の地域水田農業ビジョンに定められた者など、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特になし。